

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 八尾市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
49,404	2,398	51,802

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計から の繰入金	備考
一般会計	96,685	96,511	174	53	79,366	1 基金から2,042百万円繰入
南久宝寺土地区画整理事業特別会計	172	172	0	0	1,139	172
財産区特別会計	1	1	0	0	0	0
普通会計	96,021	95,847	174	44	80,485	0 基金から2,042百万円繰入

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円 , %)

総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債) 現在高	他会計から の繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考	
水道事業会計	7,048	6,852	-	196	13,852	83	102.9	-	-	法適用企業
病院事業会計	8,159	10,393	-	2,234	21,165	1,634	82.9	-	6,970	法適用企業
公共下水道事業会計	(歳入) 15,957	(歳出) 15,717	(形式収支) 240	(実質収支) 177	106,729	5,778	-	-	-	
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 28,106	(歳出) 27,984	122	(実質収支) 122	0	2,973	-	-	-	
老人保健事業特別会計	(歳入) 19,588	(歳出) 19,661	72	(実質収支) 72	0	1,402	-	-	-	
介護保険事業特別会計	(歳入) 14,079	(歳出) 13,817	262	(実質収支) 250	0	2,077	-	-	-	基金から2百万円繰入

- (注) 1. 端数処理の関係で、総収益・総費用と純損益(歳入・歳出と形式収支)が一致しないことがある。
 2. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 3. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 4. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円 , %)

歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業債) 現在高	当該団体の 負担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
恩智川水防事務組合	27	21	6	6	0	38.4	-	-	-
大和川右岸水防事務組合	106	99	7	7	0	18.8	-	-	-
長瀬川沿岸下水道組合	44	42	2	2	0	44.8	-	-	-
寝屋川南部広域下水道組合	3,496	3,329	167	167	0	32.9	-	-	-
大和川下流流域下水道組合	2,658	2,551	107	107	0	0.2	-	-	-
八尾市柏原市火葬場組合	2	2	0	0	0	50.0	-	-	-
大阪府都市競艇組合	57,214	56,447	767	767	0	-	-	-	-
大阪府後期高齢者医療広域連合	154	141	13	13	0	2.8	-	-	-

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
八尾市土地開発公社	91	10	10	0	0	0	0	
八尾市清協公社	0	83	5	0	200	-	0	財団法人
八尾市文化財調査研 究会	4	25	8	0	0	-	0	財団法人
八尾市緑化協会	3	52	40	27	0	-	0	財団法人
八尾市文化振興事業 団	23	170	109	0	0	-	0	財団法人
八尾市中小企業勤労 福祉サービスセンター	2	121	80	23	0	-	0	財団法人
八尾市国際交流セン ター	1	373	361	19	0	-	0	財団法人
八尾体育振興会	42	287	100	16	0	-	0	財団法人
八尾シティネット	30	121	16	0	98	-	0	株式会社
やおコミュニティ放送	4	69	25	0	0	-	0	株式会社
八尾モール	30	363	5	0	0	-	0	株式会社

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額(新公益法人会計基準に移行している民法法人については当期経常増減額)を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.80	実質収支比率	0.1%
実質公債費比率	15.1%	経常収支比率	98.2%

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。